記 入 例

都市公園使用許可申請書

令和　　　年　　　月　　　日

一般財団法人　沖縄美ら島財団

理　事　長　殿

申請者　 住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（会 社 名）

印

氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 担 当 者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 Ｔ Ｅ Ｌ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 Ｆ Ａ Ｘ

沖縄県都市公園条例（昭和５２年沖縄県条例第４１号）第４条第１項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の種類 | テレビ番組の撮影 |
| 行為の目的 | ○○○放送局「○○○○」番組の収録のため。  ○○月○○日　　　○○時 放送（予定） |
| 日時又は期間 | 令和○年○○月○○日　午後○○時○○分～午後○○時○○分 |
| 行為の場所 | 守礼門等公園内県営区域 |
| 行為の内容 | 沖縄の文化を紹介する出演者と守礼門、龍潭等の映像収録の為 |
| その他の必要な事項 | 持込機材 ○○○・○○○  カメラマン○人、スタッフ○人、出演者○人 |

備考

１　申請者が法人である場合においては、「氏名」はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　「その他の必要な事項」の欄には、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。

**県営区域を撮影するのに**

**写真撮影　４３０円　　ビデオカメラ撮影　９，７４０円かかります。（１日）**

**撮影料金は、撮影当日に首里城公園管理センターにお越しいただいてお支払下さい。**

都市公園使用許可申請書

令和　　　年　　　月　　　日

一般財団法人　沖縄美ら島財団

理　事　長　殿

申請者　 住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（会 社 名）

印

氏　　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 担 当 者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 Ｔ Ｅ Ｌ

沖縄県都市公園条例（昭和５２年沖縄県条例第４１号）第４条第１項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の種類 |  |
| 行為の目的 |  |
| 日時又は期間 |  |
| 行為の場所 |  |
| 行為の内容 |  |
| その他の必要な事項 |  |

備考

１　申請者が法人である場合においては、「氏名」はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

２　「その他の必要な事項」の欄には、許可申請に当たって特記すべき事項を記載すること。

許　可　条　件

1. 本申請は、行為希望日の３日前までに申請されたものに限り受付する。

（別途要審査）

２．申請者は、公園の保全、又は一般公園利用者に支障を生じないよう留意すること。

（１）一般公園利用者の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。

（２）公園を損傷し、汚損するなど公園の利用に支障を及ぼす恐れのある行為をしないこと。

（３）公園の風致及び美観、その他公園としての機能を損なう行為はしないこと。

３．許可を受けた事項を変更しようとするときは、軽易なものを除き公園管理者の許可

　を受けること。

４．許可の期間が満了したときは、公園を直ちに原状に回復すること。ただし原状に回

　復することが不適当な場合は、公園管理者の指示に従い、必要な措置をとること。

５．事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、公園利用者の安全を図る

　　とともに、速やかに公園管理者に連絡し、その指示に従い、申請者の責任において

処理すること。

６．公園施設を損傷、汚損、又は滅失した場合は、速やかに公園管理者に報告し、その

指示に従い修理、若しくは原状回復、又は損傷を賠償すること。

７．沖縄県都市公園条例及び関係法令等を遵守するとともに首里城公園管理センター長

　　の指示に従うこと。

８．公園管理者は、次に示すような場合、申請者に対して、許可を取り消したり、必要

な処置を講ずるよう命ずることがある。

　　　（１）この許可条件を守らない場合

　　　（２）申請内容に虚偽記載、又は不正な手段により許可を受けた場合

　　　（３）沖縄県都市公園条例又は沖縄県都市公園条例に基づく規定に違反した場合

　　　（４）公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

　　　（５）公園の管理運営上又は公益上やむ得ない必要が生じた場合

　　　（６）利用料金の納付がない場合

　　　（７）その他首里城公園管理センター長が必要と判断した場合

９．許可事項以外の使用及び、他の公園利用者に迷惑をかける恐れのある行為について

　　は禁止する。このことに違反した場合は、沖縄県都市公園条例により規制すること

がある。

10．撮影にあたっての注意事項は下記のとおりとする。なお厳守しない場合の取扱い

は、許可条件８を準用する。

　　　（１）許可をとらないために生じた紛争に対して、首里城公園管理センターは一切責任を負わない

　　　（２）原則として撮影許可時間は、首里城公園開園時間内とする。

　　　（３）未開園区域、立入禁止区域内への立入りは出来ないものとする。

　　　（４）園内で写真撮影、ロケーションを行う場合、公園管理者が立会い・撮影状況の確認等を行う場合がある。

　　　（５）完成した出版物・ＶＴＲ等について、公園管理者より内容の確認をする場

合においては、申請者はその指示に従うものとする。

　　　（６）撮影した映像、写真等を使用する場合は、首里城公園の名称を必ず記載の

こと。

※正殿、御庭、下之御庭などの国営沖縄記念公園首里城地区内での写真撮影、ロケーションについては、国営沖縄記念公園事務所首里出張所への許可申請が必要です。

県営区域利用料金一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内容 | 単位 | 金額 | 適用 |
| 写真撮影の場合 | １日 | ４３０円 | 行為許可 |
| ロケーション（映画、テレビなど）の場合 | １日 | ９，７４０円 | 行為許可 |
| 興行を行なう場合 | 1日100平方  メートルにつき | ２５０円 | 占有許可 |
| 協議会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行なう場合 | 1日100平方  メートルにつき | ２５０円 | 占有許可 |